

育児・介護雇用安定等助成金制度の改正について

- 1 事業所内託児施設助成金、育児・介護費用助成金、育児休業代替要員確保等助成金、育児両立支援奨励金、男性労働者育児参加促進給付金及び育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金を統合して育児・介護雇用安定等助成金とする。
- 2 平成23年3月31日までの間、育児・介護雇用安定等助成金として、中小企業子育て支援助成金を支給する（別紙参照）。
- 3 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者を対象とする育児休業に準ずる制度又は短時間勤務制度を設けた事業主に対する育児・介護雇用安定等助成金（現行「育児両立支援助成金」）の支給額を次表のとおり増額する。

		改正前	改正後
中 小 企 業	一般事業主行動計画策定・届出あり	40万円	50万円
	一般事業主行動計画策定・届出なし	30万円	40万円
大企業	一般事業主行動計画策定・届出あり	30万円	40万円
	一般事業主行動計画策定・届出なし	20万円	30万円

- 4 育児休業者職場復帰プログラム又は介護休業者職場復帰プログラムを実施する事業主に対する育児・介護雇用安定等助成金（現行「育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金」）の支給額について、当該プログラムと併せて労働者の復帰に資する情報の提供を行う場合、5千円（中小企業事業主にあつては、7千円）増額する。

中小企業子育て支援助成金について

1 概要

子育て支援を行う中小企業に対する支援の充実のため、育児休業取得者、短時間勤務制度の適用者が初めて出た中小企業事業主（従業員１００人以下）に対する新たな助成金制度を創設する。

(1) 支給要件

中小企業事業主（従業員１００人以下）が次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画を作成・届出し、以下の①又は②のいずれかの措置を講じるもの。

① 育児休業の付与

子の出生後６か月以上休業を取得し、職場復帰後６か月以上継続して雇用されていること。

② 短時間勤務制度の適用（３歳未満）

３歳未満の子を持つ労働者が６か月以上短時間勤務制度を利用したこと。

(2) 実施期間

平成１８年度から２２年度までの５年間

2 支給額

１（１）の①又は②のいずれかの対象者が初めて出た場合に、２人目まで次の額を支給する。

1人目	育 児 休 業	100万円（定額）
	短時間勤務	60万円、80万円又は100万円 （利用期間に応じて）
2人目	育 児 休 業	60万円（定額）
	短時間勤務	20万円、40万円又は60万円 （利用期間に応じて）